	⑼　圧力制御弁 ⑽　オイルクーラー ⑾　アキュムレーター ⑿　回転継手		
	⒀　走行関係油圧機器	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.7 操作装置	操作レバー	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.8.8 安全装置 4.8.9 車体関係	⑴　前部フレーム	①　損傷及び変形の有無を調べる。	①　損傷及び著しい変形がないこと。
		②　揺動シリンダーの取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　後部フレーム	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　ボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　アウトリガー	①　前部及び伸び部のアウトリガーを作動させ、引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	①　円滑に作動すること。
		②　構造部の変形及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい変形及び摩耗がないこと。
		③　固定ピン部の変形及び摩耗の有無を調べる。	③　著しい変形及び摩耗がないこと。
		④　前部アウトリガーのフートアセンブリーの締付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
		⑤　後部アウトリガーのインナーボックスのがたの有無を調べる。	⑤　著しいがたがないこと。
	⑷　表示板	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　警報装置	別表第２の「2.4　スクレープ・ドーザー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　計器類（油圧計、水温計、電流計を含む。）	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑺　下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑻　給油脂	各部の給油脂状態を調べる。	給油脂が十分であること。
4.8.10 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

4.9　分離型せん孔機

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
4.9.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.2 動力伝達装置 4.9.3 走行装置 4.9.4 制動装置	⑴　上部旋回体		別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　下部走行体（クローラ式のものに限る。）		別表第１の「1.4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.9.5 作業装置	⑴　把持装置（くさび式及びバンド式に限る。）	ａ　メインチャック	①　チャックフレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
			②　締付けバンド、くさび及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。	②　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			③　連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	③　変形及び著しい摩耗がないこと。
		ｂ　サブチャック	①　締付けバンド、くさび及びスペーサーの亀裂、変形及び把持部の摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
			②　連結用のリンク及びピンの変形及び摩耗を調べる。	②　変形及び著しい摩耗がないこと。